

特集

第4期留萌市障がい福祉計画を策定しました

障がい者の自立や社会参加の促進のため、必要な障害福祉サービスの提供や支援体制の充実を図っていきます。



障害者の自立と社会参加の促進へ

留萌市では、地域において必要とされる障害福祉サービス、相談支援および生活支援などが適切に提供されるための計画として「留萌市障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの充実や障がい者の生活基盤の整備などに取り組んでいます。

このほど策定しました「第4期留萌市障がい福祉計画（平成27～29年度）」は、障害者総合支援法において「障がい者の範囲の拡大」「障害支援区分の創設」「サービス基盤の計画的な設備」が新たに加えられたことから、これら国の基本方針や北海道の基本方針に即し、必要な障害福祉サービスや適切な相談支援などが計画的に提供されるための実施計画となっています。

サービス提供に向けた計画の基本指針

第4期留萌市障がい福祉計画には、必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などサービスを提供するため①相談支援体制の充実②施設入所者の地域生活への移

第4期留萌市障がい福祉計画・基本指針

◆計画における基本指針を下記のとおり掲げ、その実現を目指します。

① 相談支援体制の充実

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすため、基幹相談支援事業所との連携や自立支援協議会の活性化などを図ります。

② 施設入所者の地域生活への移行

在宅生活を基本とした地域の共同生活の場における相談などの支援を図ります。

③ 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

退院のために地域移行支援や地域定着支援、自立訓練事業などを行い、本人の希望を尊重した地域生活への移行に努めます。

④ 障がい者の地域生活支援

地域ニーズや既存のサービスの現状、生活状況などに応じ、協議会などで支援活動の内容について検討します。

⑤ 福祉施設から一般就労への移行

公共職業安定所など関係機関との情報交換や連携を図り、一般就労への支援体制の強化に努めます。

⑥ 支援の質の向上

留萌市障がい者虐待防止センターを中心に関係機関からなるネットワークを構築し、虐待の未然防止と迅速な対応に努めます。

⑦ 計画相談支援

利用者の状態や希望を尊重し、継続的かつ一貫性を持った障害福祉サービスが提供されるよう総合的な支援を行います。

⑧ 障がい児支援

子育て支援部局や教育委員会との連携を図り、発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の整備を図ります。

▲図1 第4期留萌市障がい者福祉計画基本指針

計画推進に向けた取り組みについて

① 地域生活支援体制の充実

基幹相談支援事業所などに相談員を配置し、適切なケアマネジメントを行うとともに、障がい者の自立と社会参加を支援します。

② サービス提供の基盤整備

日中活動系・訪問系・居住系の各障害福祉サービスの適正な提供とともに、生活環境の設備、地域生活への移行促進を図ります。

③ 就労支援施策の充実

関係機関との連携を深め、地域支援体制の確保と多様な就労に向けた支援の充実を図ります。

④ 精神保健福祉・医療施策の充実

相談支援ネットワークの整備を推進し、医療機関と福祉機関との連携を図ります。

⑤ 保健・医療の推進

一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組んでいける環境整備と支援体制の強化を図るとともに、市が実施する各種健診への参加勧奨を行います。

⑥ 人材の養成・確保

障がいのある方の自立した生活を支えるため、サービス利用計画の作成にあたるケアマネジメント体制の整備に向けた人材育成を進めます。

⑦ 広報・啓発活動の推進

障がいのある方に対する正しい理解を深めてもらうための啓発活動を推進します。

⑧ 計画の検証

成果目標およびサービス必要目標値の進捗状況を年度ごとに確認し、検証します。

地域生活や一般就労へ福祉施設からの移行を

障がい者の自立を支援する観点から、「地域生活移行」「就労支援」「地域生活支援拠点の整備」などの課題については、平成29年度を目標年度とした成果目標を設定しています。

この成果目標は、国や道の基本指針で示す目標値を基準とし、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定しています。

具体的には、福祉施設から地域生活への移行目標として、25年度末時点の施設入所者数46人の12%を地域生活に移行し、施設入所者数の4%削減を図ります。福祉施設から一般就労への移行目標は、24年度の一般就労移行人数3人を基準値として移行実績を2倍に増やすことを目指します。

さらに、就労移行支援事業所利用者数を25年度末の利用者数7人に対し、目標年度に6割増やすことを目指すほか、障がい者の地域生活支援拠点などの整備として目標年度までに障がい者ニーズへの対応策について検討し、地域生活支援拠点の整備に努めます。

計画推進への取り組み相談体制の確立へ

計画の推進にあたっては、多方面からのサポートや福祉サービスが重要となります。

近年、さまざまな法改正や制度改革により障がいのある方の生活環境は少しずつ改善されてきています。

今後は、福祉施設入所者や精神科病院に入院する方の地域生活への移行を促進するため、障害福祉サービスや相談支援体制の充実と強化などがさらに求められています。

このため市では、計画推進に向けて①地域生活支援体制の充実②サービス提供の基盤整備③就労支援施策の充実④精神保健福祉・医療施策の充実⑤保健・医療の推進⑥人材の養成・確保⑦広報・啓発活動の推進⑧計画の検証に取り組めます。(図2)

また、障がいのある方やその家族からの相談に迅速で的確な対応が取れる相談支援体制の確立に努めるとともに、必要とする障害福祉サービスや多様な支援により、障がいのある方の社会参加と地域生活への移行の促進を図っていきます。

▲図2 計画推進に向けた取り組み